



島根県報

平成27年 9 月 29 日 (火)

号外 第 159 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

島根県中小企業制度融資要綱の一部改正

(中 小 企 業 課) 2

告 示**島根県告示第661号**

島根県中小企業制度融資要綱（昭和47年島根県告示第239号）の一部を次のように改正する。

平成27年 9 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第3条中第8号を第9号とし、同条第7号中「又は組合」を「、組合又は中小特定非営利活動法人」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号中「又は組合」を「、組合又は中小特定非営利活動法人」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号中「又は組合」を「、組合又は中小特定非営利活動法人」に改め、同号を同条第6号とし、同条中第4号を第5号とし、同条第3号中「中小企業者」の次に「又は中小特定非営利活動法人」を加え、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 中小特定非営利活動法人 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であって、常時使用する従業員の数が300人（卸売業及びサービス業にあつては100人、小売業にあつては50人）以下のものをいう。

別表一般融資の部一般設備資金の項融資対象者の欄及び一般運転資金の項融資対象者の欄中「又は組合」を「、組合又は中小特定非営利活動法人」に改め、同部小規模企業特別資金の項融資対象者の欄中「小規模企業者（」の次に「中小企業者又は医業を主たる事業とする中小特定非営利活動法人であつて、」を加え、「となる者」を「となるもの」に改め、同表特別融資の部創業者支援資金の項融資対象者の欄中「若しくは組合」を「、組合若しくは中小特定非営利活動法人」に改め、同部再生支援資金の項融資対象者の欄、経営革新支援資金の項融資対象者の欄、人にやさしい環境整備支援資金の項融資対象者の欄、買物の場整備支援資金の項融資対象者の欄、おもてなし処整備支援資金の項融資対象者の欄、収益体質強化資金の項融資対象者の欄、経営改善長期借換資金の項融資対象者の欄、経営力強化支援資金の項融資対象者の欄、海外展開支援資金の項融資対象者の欄及び円安等対策資金の項融資対象者の欄並びに同表緊急融資の部セーフティネット資金の項融資対象者の欄、災害復旧資金の項融資対象者の欄及び災害対策特別資金の項融資対象者の欄中「又は組合」を「、組合又は中小特定非営利活動法人」に改める。

附 則

この規則は、平成27年10月1日から施行する。